

ネット・ケータイリスク教育論の試み

A study of educational theory on the risk of Internet and keitai on children

大 谷 良 光*

Yoshimitsu OTANI*

論文要旨

子どもの世界においてネット・ケータイ問題（被害）が多様化・深刻化・広域化している中で、子どもをネット被害から守るための緊急対応教育としてのネット・ケータイリスク教育論を試みた。ネット・ケータイ問題の輪郭の明確化、ネット・ケータイ問題の経緯、情報モラル教育との係わり、教育内容の確定（選択）論理の構築、から検討しネット・ケータイリスク教育を定義した。その結果、ネット・ケータイ問題の三側面、ネット問題の質的变化に注視した経緯は、2013年現在第3段階であることを論じた。さらに、教育内容の確定（選択）は、ITリスク概念を敷衍し、リスク＝被害・損失の発生確率×被害・損失の影響の大きさ、と定義し下位の各要素を明らかにした。計算式として厳格に求めることができないため、経験則を踏まえたネット問題経緯との相互検討により明確化することで教育内容を確定する方法を構築した。

キーワード：情報モラル教育、ネットリスク教育、ケータイ、ネット問題（被害）、カリキュラム開発

1. はじめに

「ネット・ケータイリスク教育」〈★〉の用語はまだ社会的に認知されたものではない。それは新しい社会問題として生じた課題に対応（対決）する方略として、この課題に取り組む関係者の一部が使用しているものである。

★本論で「ケータイ」と使用するときには、PSP、従来の携帯電話（フィーチャーフォン、以下「携帯電話」と記す）、スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等モバイル端末の総称として使用する。また、「ネット」はインターネットの略語として使用する。

管見の限りネット・ケータイリスク教育を提唱したのは下田博次著『学校裏サイト』東洋経済新聞社、2008年であると思われる。氏の論理は「高校生位になれば、モラルを説いても聞く耳を持たないがリスクならば聞く」であった。その後、本間史祥が筆者の指導・支援で執筆した卒業論文「子どものネット・ケータイ問題に対するリスク教育プログラム」において、情報モラル教育を学校現場では扱いに喘いでいる現状から、ネットリスク教育として提起する必要性を述べた。ネット・ケータイリスク教育に関する論文は、こ

れが最初と思われる。

また、Wikipedia（ウィキペディア）を含めたネット辞典にもこれらの用語は掲載されていない。「ネットリスク教育」等と検索エンジンで調べれば、「ネットによる光と影の教育」とか、「弘大ネットパト隊のネットリスク教育」の出前授業や「子どもがネットの危機を疑似体験－岩手県のリスク教育」がヒットする。

このような状況からして、当然概念規定がされておらず、学校教育におけるカリキュラムとしての、教育内容も教育方法も教材も関係する機関で検討されているものではない。しかし、カリキュラムの四つの構成要素¹⁾の一つである教育目的は明確である。それは、「ネット毒牙（NHK『あさイチ』²⁾から子どもを守るため」である。

子どもたちの世界でネット・ケータイ問題が多様化、深刻化、広域化していることは周知の事実である。しかし、端末やネット環境、コンテンツの変化が激しく、その実際について行けないのが大人である。学校においてもネット問題が起これば、「若い先生」へ問題が回されるケースが多いと聞く。ケータイに関する知識や経験が少ない先生に問題を相談する生徒も

* 弘前大学教育学部技術教育講座
Department of Technology Education, Faculty of Education, Hirosaki University

少なく、結果として「本校ではネット問題は起きていません」と言い切る管理職の方もいる。

子どもをネット問題（被害）から守るためには、ネットに関するポイントを押さえた知識と情報を子どもが学ぶ必要がある。また、子どもを直接守る責務は保護者にあり、そのための知識と情報を提供し、保護者のペアレンタルコントロール能力を高める必要がある。これらの役割を担うのが学校であり、教育委員会であり、関係行政機関であり、関係業界である。

学習指導要領（2008年版）には、小・中・高等学校でそれぞれ情報教育を実施し、その中で情報モラル教育を行うことになっている。しかし、教えるべき先生方の研修機会が極めて少ない中で、また、他の仕事に追い回され、さらにめまぐるしく変わる端末・コンテンツ・犯罪手口等のネット環境、通信回線等のテクノロジー的知識、著作権等法律的知識等を、独学で全ての教師が教えられるようにすべきということ自体無理である。

そこで筆者は、ケータイ世代といえるケータイの便利さと怖さを体験して育ってきた学生に学びながら、彼／彼女らとともに弘前大学ネットパトロール隊（以下「ネットパト隊」と省略）を組織してこの問題に対峙してきた。そして、**ネット問題の緊急対応教育**として明確にし、社会的認知を得、急速に普及させる目的でネット・ケータイリスク教育を提唱した³⁾。ここで、ネットリスクでなく、ネット・ケータイリスクと端末を明確にして取り上げた理由は、子どもにとってケータイは、自らの分身になる傾向が強いためである。

筆者は、ネット・ケータイリスク教育を、子どものみでなく関係する方も対象とし、次のように区分している。

表1 教育対象区分

| |
|---|
| ア、子どもへの直接働きかける講演、出前授業 |
| イ、子どもを指導・管理する保護者を対象にした講演（ペアレンタルコントロール） |
| ウ、教師、教育行政関係者等への研修、講演 |
| エ、子どもに係わる仕事（例えば、民生委員、青少年問題委員、子どもボランティア団体）をしている方への講演 |
| オ、上記の出前授業、講演を担うインストラクター（講師）養成の研修 |

本論は、ネットパト隊活動の中で論究してきた理論を踏まえ、子ども、保護者等に実施する有用なネット・ケータイリスク教育カリキュラムやプログラムを提供できる教育論を試みることを目的とする（★）。

★本論ではカリキュラムとプログラムを使い分け

る。カリキュラムは子ども用のネット・ケータイリスク教育、すなわち我々が実施する場合は「出前授業」である。プログラムは、保護者・教育関係者等（表1のイからオ）大人向けのネット・ケータイリスク教育で、我々が実施する場合は「講演」または「研修」である。青森県内でも講演をしている組織、個人は多様である。

そこでの主要な問題と思われる点は、子ども用と大人用の講演内容の差異が理解されていないことである。この傾向は中央の組織（例えばeネットキャバン）、個人講演者にも見受けられる。その子ども用の問題点は、「学び」という教育的視点が欠落している点と、小・中学生でケータイ所持率が高い都市部と低い地方の県においては子どもの経験が異なることを配慮していない点である。そこで、我々は、「ネット被害免疫」の体験が認識形成には必要と考え、出前授業には体験型を取り入れ、体験→課題把握→認識（被害免疫）→他の問題への転移という学びの授業を追求してきた。

さて、本論での論究（研究方法）は、（1）ネット・ケータイ問題の諸側面の明確化、（2）ネット・ケータイ問題の経緯と変化、（3）学習指導要領で扱われている情報教育・情報モラル教育とネット・ケータイリスク教育の係わり（4）ネット・ケータイリスク教育の教育内容を確定（選択）するための論理、そして結論として、ネット・ケータイリスク教育を定義する。

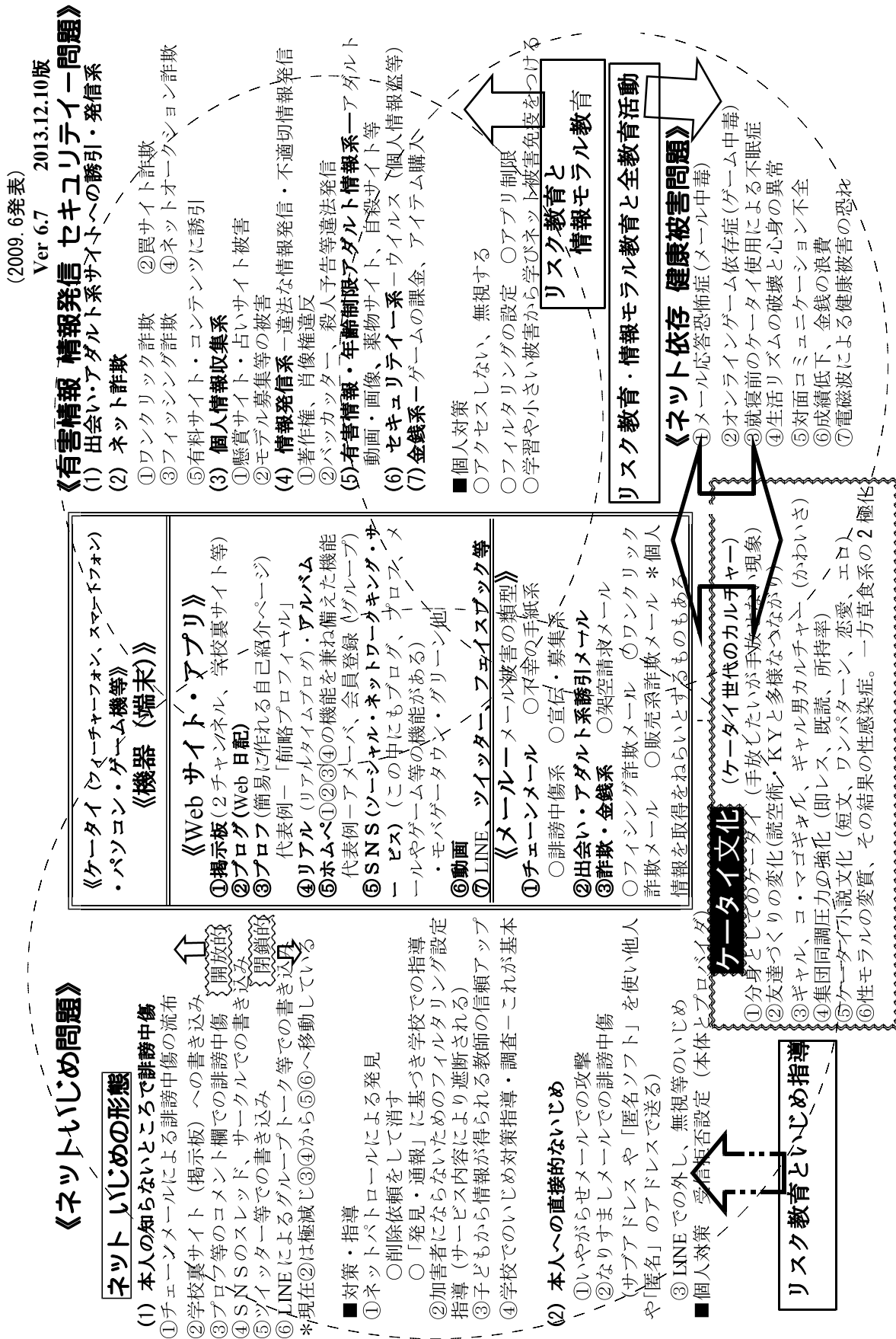
したがって、本論ではネット・ケータイ問題リスク教育のカリキュラム開発やプログラム開発に関する原則については取りあげない。これらは、本論と別に論じる予定である（マツダ財団研究助成論文集2014年）。

2. ネット・ケータイ問題の三側面

ネット・ケータイで生じている問題とは何か。我々は講演を開始した2009年6月にこの課題を検討し、ネット・ケータイ問題の三側面として公表した⁴⁾。その結論は、報道されている事件、また、ネットパト隊に寄せられている相談事項を端末等の外的要因により枠組みを構成するのではなく、内的要因、すなわち子どもの側から構成することが適切であると考えた。それは至極当然で、問題（被害）が起きているのは子どもであり、子どもを中心に考えてこそ対策も明確になるからである。次ページの図1が、2013年版 Ver6.7の概念図である。

三側面とは、①ネットいじめ問題（誹謗中傷）、②

図1 ネット・ケータイ問題の三側面とケータイ文化



有害情報・情報発信・セキュリティー問題、③ネット依存・健康被害問題である。①のネットいじめ問題は、子どもたちの中で生じている問題であり、指導と対策は基本的に学校が主体となる。②の有害情報系問題は、外部からの子どもへの攻撃と子どもの無理解から外部に発信することによる問題発生である。つまり子どもや学校や家庭と外部犯罪者との闘いの性格を持つ。フィルタリングはこの問題の側面の対策の一部で有効である（★）。

★2008年に文科省から配布された「ネットいじめ対応マニュアル」の事例紹介の中で、ネットいじめの対策としてフィルタリングが記載されていたり、また、関係者の中にフィルタリング万能論が流布された。当時「インターネット環境整備法」⁵⁾が国会で成立し注目されていたためと思われるが、このような拡大解釈は問題（被害）の三側面とその対応が理解されていないために生じたといえる。

③のネット依存系問題は、依存傾向の子どもが保護者と第三者の介入で立て直さなければならない性格の問題で、もっとも対策が困難を要すると思われる。また、今日本でほとんど社会問題化されていないが電磁波による健康被害問題は、いくつかの国で政府が取り組み始めているように、看過できない問題である。この被害は、水俣病等と同じく相当年経ってから被害が顕在化する問題である。

3. ネット・ケータイ問題の経緯の概観

後述の論理を構築するためにケータイ問題の経緯を振り返ってみる。

携帯電話サービスは1987年に開始され、また、PHSも翌年に販売された。しかし、この時期は携帯電話機の販売単価も電話使用料も高く子どもに買い与える家庭は限られていた。しかし、1995年には携帯電話販売数が1千万台となり、以後毎年1千万台の販売数が続き、ケータイは子どもの世界にも浸透し、ネット・ケータイ問題（被害）が報道されるようになった。しかし、それはまだケータイを所持した一部の子どもの世界であった。

そして、1999年にドコモから「iモード」が発売され携帯電話がネットに接続することができるネット端末になった。現在「ガラケー（ガラパゴス携帯電話）」と呼ばれるこの携帯電話は、日本独自の技術と日本人の器用さがもたらした日本独特な端末といわれている。この端末はこの時点での販売数が5千万台となり、その後も年1千万台の販売数が続き、多くの子

もに行き渡るようになり、ネット問題（被害）が拡大した。したがって、この転換点（1999年）を**ネット・ケータイ問題の第一段階**と呼ぶこととする。この時期の特徴を精神科医の香山リカは、「ネット王子とケータイ姫」と表現している⁶⁾。女子高校生を中心に女子の世界ではケータイからのメールによるトラブルが多数発生するようになった。

しかし、まだこの段階では携帯電話料金制度は従量制で多くの子どもたちが自由に長時間使えるものではなかった。ところが2005年に携帯電話料金制度が定額制、すなわち、長時間使い放題になり、また、携帯電話販売数が9000万台となり、ネット・ケータイ問題の規模も被害内容も質的に変化した。したがって、この転換点（2005年）を**ネット・ケータイ問題の第二段階**と呼ぶことができる。

この段階の2009年には、携帯電話所持者が1億1千万人となり、国民の約8割が所持する時代となった。ネット・ケータイ問題は国民的課題となり、子どもの教育問題としてはもっとも深刻な問題の一つとなってきた。この時期の内閣府等の調査では、高校生の96%、中学生で6割、小学生3割ほどが携帯電話を所持していた。掲示板サイトである「学校裏サイト」によるネットいじめにつながる誹謗中傷がピークに達したことは教育関係者ならば周知の事実である。2008年に文部科学省から『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』や各種通知が出され、これらの問題への対応が遅れていた県においても何かしらの取り組みが開始された。青森県は、この遅れていた県の一つであった。

また、2009年の4月から「インターネット環境整備法」⁵⁾が施行され、有害情報を遮断するフィルタリングの設定責任を保護者に求め、販売店は販売時に説明する義務が定められた。しかし、罰則規定のないこの法律による実施率は低く、その趣旨を保護者へ周知する行政の事業も「進んでいます」といえるような状況ではなかった。

しかし、ネット被害から子どもを守る活動も全国組織ができ、ようやく社会に知られる段階になり、マスコミでも各種問題を数多く取り上げ啓発を行うようになった。警察庁、警視庁によるネット犯罪の取り締まりも強化されたが報告されている数値と被害実際の乖離は甚だしいと思われる。

さて、現在（2013年から）は**ネット・ケータイ問題の第三段階**であると認識している。では、第二段階と質的にどのような異なりがあるのか。第1は、端末の

多様化である。スマートフォンの普及と「隠れネット端末」呼ばれる携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、タブレット端末の普及である。

第2は、これらを支える無線LAN回線等のインフラの整備が進んでいることである。第1と第2に係わる子どもの状況は、高校生のスマートフォンの普及を除けば各都道府県により異なる。無線LANを多くの場所で受信できる都市部と、青森県のようにその受信がまだ限定されている県においては、対策や啓発内容が異なってくる(★)。また、無線LANと、アプリケーションの登場は、携帯電話会社経由回線で守られていたフリタリングによるセーフティネットを崩壊させた。

★無線LANが受信できる場所は、①公共や営業、また携帯キャリアの無線LANスポット、②光ファイバーケーブルとルーターのある家庭の内外、③野良アクセスポイント等である。青森県における②の状況は、ケーブルの世帯あたりの設置率は3割、全国平均5割で(2013.3)、さらにルーターを設置している割合はもっと低くなる。

第3は、これら端末の多様化がコンテンツの変化を起こし、問題や被害の現れ方にも資的な変化が生じている。特に、約3年間で日本のネットユーザーの5割が利用し、高校生の9割ほどが参加しているLINEによる問題は大きい。このようなビッグなコンテンツの出現はスマートフォンの普及によるものである。

以上の経緯の考察からネット・ケータイ問題の発展・変化に注視し再整理する。整理の方法として、すべての事象(自然も社会も)は、連関・連鎖し発展・転化の過程とみる弁証法を踏まえる。弁証法の法則に「量的発展から質的発展への転化とその逆の転化」がある。これは、子ども発達における質的变化を「発達段階」と概念規定できることから理解できる。社会的事象であるネット・ケータイ問題をこの法則で考察する意義はここにある。

上記のケータイの経緯の考察において、発展・転化する事象の契機を、①ケータイを利用・所持する人数の割合、②ケータイの種類と機能、③②に付随してケータイ電波の受信状況、④コンテンツ(サイト、アプリ等)の変化、⑤その結果としてのケータイ問題(被害)(「ネット・ケータイ問題の三側面」)の変化とその対象範囲とする。そこで、各段階の量から質への転化における主要な契機により引き起こされた、この問題(被害)の質的变化を再整理すると次のようになる。

ネット・ケータイ問題の第1段階(1999年)における主要な契機の質的变化は、携帯電話からネットに接続できるという前述の考察②(携帯電話)の機能の変化である。その結果、電話では起こりえなかった問題(被害)が携帯電話で起きる事態を生じさせた。

さらに、1年に一千万台の割で携帯電話が普及し=この変化が①(利用者数)の量的変化であり、また、3G回線のインフラも進み=③(受信地域)の量的変化を促した。これらの量的変化(増加)が通信使用量制度を従量制から定額制にすることでよりユーザーを増やし、長時間利用させることで、通信料以外の収益(コンテンツ利用料等)を得られることができると判断した携帯キャリアの思わくが使用量制度を変えた。これが、第2段階(2005年)への主要な契機の質的变化である。その後さらに携帯電話が普及し国民の8割が所持する時代(2009年)になり、高校生はほぼ全員所持する状態になった。「小・中学生にケータイを所持させない」意識の高い県(青森県等)の子どもたちの一部を除き、小・中学生の半数はケータイを所持・利用するようになり、ネット・ケータイ問題は多くの子どもを対象とすることになった。言い換えると、この質的变化は、特定の子どもの問題から圧倒的に多数の子どもの問題への転化、また、子どもたちの長時間利用へと問題を転化させた。

次に、第3段階(2013年)の主要な契機の質的变化は何か。これは3点にわたり前述した。この3点が都市部で量的に高まったのが2013年である。問題(被害)の質的变化は、子どもの被害の多様化、深刻化と広域化といえる。今まで起きていたネット問題(被害)が、スマートフォンの普及と保護者の盲点を突くかのように普及し始めた「隠れネット端末」といわれている携帯音楽プレーヤーとタブレットの普及により問題(被害)が急増すると予測される。これら「隠れネット端末」は、無料でネットにつなげることができるため、このことを知った子どもたちの間で、無線LAN受信スポットの拡大と比例して普及することは目にみえている。その結果、その知識も「ネット被害免疫」も弱く、スマートフォンを与えていないので安心と思っている多くの保護者の子どもたちが、被害のターゲットになる可能性が高いと考えられる。

4. 情報教育とネット・ケータイリスク教育

「はじめに」の表1で述べたように、ネット・ケータイリスク教育は、子ども対象の教育のみではない。しかし、「子どもをネット毒牙から守る」という教育

目的からすると、まず、学校教育での情報モラル教育がどのような構成になっているかを検討する必要がある。

(1) 文部科学省の情報教育の枠組み

小・中・高等学校の学習指導要領（2008年版）における情報教育の位置づけは、小学校が、全教科、道徳、「総合的な学習の時間」で扱い、中学校は、技術・家庭科 技術分野の「情報に関する技術」（必修）と、全教科、道徳、「総合的な学習の時間」で扱うようになっている。また、高校には教科「情報」（必修）が設置され、さらに全教科、「総合的な学習の時間」で扱うように指示されている。

(2) 情報教育の教育内容の枠組み

情報教育の教育内容の枠組みは、前回の学習指導要領（1998年版）から基本的に変わらず、下記の三つの柱とされている。それは、

- ①情報活用の実践力—課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況等を含ませて発信・伝達できる能力。
- ②情報の科学的な理解—情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。
- ③情報社会に参画する態度—社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画する態度、である。

そして上記（2）の教育内容を上記（1）の領域や科目の中で扱うこととされている。

(3) 高等学校における情報教育科目

高等学校においては、専門的に深めるためにさらに教科、科目が用意されている

高等学校は、①普通学科（普通高校）、②専門学科（専門高校又は工業高校等）、③総合学科（総合高校）の三つの学科で構成され、共通教科「情報」は全ての学科で必修とされている（②、③の学科は専門の情報に関する科目で読み替え、①の普通科の進学校では他科目との読み替えが行われているところもある）。前回の学習指導要領（1998年版）では、情報教育の三つの枠組み（領域）に基づいた科目として、情報A、情報B、情報C設置されていたが、新学習指導要領（2008年版）では、「社会と情報」、「情報の科学」の二つに再編成された。これは、「情報活用の実践力」は、

すでに中学校までで習得しているという実際から変更したものである。

また、②の専門学科に専門教科「情報科」が1998年版学習指導要領で新設された。また、「工業科」の中に、小学科「情報技術科」が設置されている。

共通教科情報、専門教科情報とも教員免許は、高等学校免許状「情報」で、工業科の「情報技術科」は、高等学校免許状の「工業」である。

(4) 文部科学省「情報モラル教育」の概要

文部科学省委託事業『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』日本教育工学振興会編2007年に情報モラルの定義と「情報モラル指導モデルカリキュラム表」が提起されている。

このモデルカリキュラム表は、縦軸に教育内容を大分類＝大目標（分野）として五つに整理している。そして、各大分類の下に中分類＝中目標が分けられている。また、横軸は、学校種で小学校は3段階、中学校、高等学校は1段階で区切られ、それぞれの区切りでの小分類＝小目標が示されている。

■大分類（分野）は下記のようなものである。

1. 情報社会の倫理、2. 法の理解と遵守、3. 安全への知恵、4. 情報セキュリティー、5. 公共的なネットワークづくりの構築

そして、1と2が「心を磨く領域」、3と4が「知恵を磨く領域」であり、この二つの領域にまたがる内容が「公共的なネットワークづくりの構築」である。

■中分類は、子どもの発達を踏まえ小学校と中・高等学校に分け提示している。

1. 情報社会の倫理

- a 《小学校》発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ、《中・高等学校》情報社会への参画において、責任ある行動で臨み、義務を果たす。
- b 《小学校》情報に関する自分や他者の権利を尊重する、《中・高等学校》情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する。

2. 法の理解と遵守

- c 《小学校》情報社会でのルール・マナーを遵守できる、《中学校》社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る、《高等学校》情報に関する法律の内容を理解し、遵守する。

3. 安全への知恵

- d 《小学校》情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる、《中・高等学校》危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用

する。

e 《小学校》情報を正しく安全に利用することに努める、《中・高等学校》情報を正しく安全に活用するための知識と技術を身につける。

f 《小学校》安全や健康を害するような行動を抑制できる、《中・高等学校》自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる。

4. 情報セキュリティ

g 《小学校》生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る、《中・高等学校》情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける。

h 《小学校》情報セキュリティの確保のために、対策・対応ができる、《中・高等学校》情報セキュリティの確保のために、対策・対応ができる。

5. 公共的なネットワークづくりの構築

i 《小学校》情報社会の一員として、公共的な意識を持つ、《中・高等学校》情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる。小分類は紙幅の関係で省略する。

さて、モデルカリキュラムの考え方は、情報モラル教育内容の枠組みを、「心を磨く領域」と「知恵を磨く領域」と位置づけ、前者が大分類の「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」、つまり道徳観（モラル）の育成、後者は大分類の「安全への知恵」「情報セキュリティー」、つまり知識に基づき被害に対応できる態度（対策）の育成を図り、二つの領域をまたがる「公共的なネットワークづくりの構築」分野の連関により「情報モラルの実践力」を育てるとする構成である。

構成自体の是非、道徳観の養成方法等議論のあるところであるが、本論の目的ではないため深入りしない。

そこで、本論がこの枠組みからくみ取るべき方略を次のように考える。ネット・ケータイリスク教育は、情報モラル教育の「知恵を磨く領域」である大分類（分野）である「安全への知恵」「情報セキュリティー」に繋がり、モラルはリスク教育指導の中で随伴して醸成されるよう意図するという見通しとなる。

5. ネット・ケータイリスク教育の教育内容を確定（選択）するための論理

本小論では、五つの教育対象（表1アからオ）に共通するネット・ケータイリスク教育における、教育内容の確定（選択）の論理について述べる。検討の視角

の第1は、教育内容の対象であるネットリスクの定義、第2は、前述の3で検討したネット・ケータイ問題の経緯の概観、すなわちネットリスクの対象になる問題（被害）の発展・変化の要素である。この二つの視角の関係を検討するため概念図として表せばに、前者を横軸とするならば、後者は縦軸の関係としてイメージすることができる（図2参照）。

では、第1視角の検討から行う。社会では様々なリスクが存在する。そこで、ネットリスクの定義を、ネット問題に最も近い分野で論究し、実績のあるITリスク論に立脚し、その概念を敷衍する。

(1) ITリスクの定義—佐々木良一論

日本セキュリティ・マネージメント学会ITリスク学研究会の佐々木良一は、著書『ITリスクの考え方』でITリスク（Risk＝危険）を次のように定義した⁷⁾。

■リスク＝事故の発生確率×事故の影響の大きさ

さらに、リスク事象全体に共通する定義として、

■リスク＝事故・被害・損失の発生確率

↓ ×事故・被害・損失の影響の大きさ

事故・被害・損失が生じる可能性＝発生確率の概念



事故・被害・損失の心的、物的、金銭的な影響。報道で取り上げられることによる2次的影響

また、「リスク対策とは、リスクが高いもの（影響も大きく、発生確率も高い）と思われるものから優先して取り組む必要がある」としている。すなわち、リスクの定義はリスクの危険度を求めることが概念の内包と認識できる。

(2) ネットリスクの定義

佐々木のITリスク定義を踏まえて、ネットリスクの定義を試みる。

ネットリスク定義は、

■ネットリスク＝被害・損失の発生確率×被害・損失の心的、金銭的な影響の大きさと報道や学校や家庭で取り上げられることによる2次的影響、とする。

(3) リスク発生確率を何でみるか

リスクの発生確率を、次の2つの視点に求める。

第1は、子どもの被害調査（ネット依存傾向項目も含める）である。これは単純で明快であるが、調査において数値として表れにくい傾向がある。そこで、我々は、出前授業の事前調査として（研究授業でいうならばレディネス調査）、関心のある問題（被害）項目を選択肢から選ばせる場合もある。被害かどうかは

分からないが、回答者が「問題」と意識している場合が高いため問題（被害）の傾向は把握できる。特にここで大切なことは、問題（被害）の内容が、ネット・ケータイ問題の三側面のどこか、さらに有害情報系問題でいうならばどの項目かを明らかにすることである。－これを《問題（被害）傾向要素》と呼ぶ。以下同じように各要素を命名する。

第2は、一般にリスクの発生はネット環境がなければ起きないため、身近なネット環境調査を行う。具体的には、端末の所持率、小・中学生の場合は端末の利用率（所持していても家族で使用している場合も多い。特に小学生の場合）である－《ネット環境要素》。それと、各種コンテンツの利用状況率である－《コンテンツ利用要素》。

そこで、教育内容の確定（選択）は、第1に問題（被害）の発生率に注目し、さらに他の要素も比較検討すれば、発生確率の多少を予測することができる。

(4) リスクの影響の大きさは何でみるか

第1は、被害・損失による被害者の心的ダメージである。これは、被害者の環境や成育によって異なることもあるため、常識的に判断するしかない。例えば、性的被害やネット依存傾向などは影響が大きく、「迷惑メール」などは小さいといえる。しかし、定量的に数値化することは困難である－《心的ダメージ要素》。

第2は、被害による金銭的損失である。架空請求による多額窃盗被害、ゲーム課金による多額な支払いなどである－《金銭的損失要素》。

第3は、問題（被害）発覚後、マスコミ報道や学校や家庭で取り上げることによる2次的被害である－《2次的被害要素》。

以上で、要素は特定したが、要素を計算式に数値として入力し、定量的に比較する要素値の算出法は見いだせてない。しかし、教育内容の確定（選択）では数値として厳格に明確化することまで求める意義を見いだせないため、数値的にはアバウトでよいと考える。

(5) ネット・ケータイ問題の経緯概観での問題の発展・転化過程との相互考察による教育内容の確定（選択）

前3項において、ネット・ケータイ問題の経緯には三つの段階があり、現在（2013年）は、問題の第3段階であると論じた。この検討において、発展する事象の契機を、①ケータイを利用・所持する人数の割合、②ケータイの種類と性能、③②に付随してケータイ電波の受信状況、④コンテンツ（サイト、アプリ等）の変化、と⑤その結果としてのネット・ケータイ問題の

変化とその対象範囲とした。つまり、これらの発展段階の各契機は、前項で検討した各問題（被害）要素とクロスする。

すなわち、概念図の横軸である各問題（被害）要素に、縦軸である発展段階の各契機をクロスさせれば、どの契機・要素が今後の展開の中でリスクの危険度が高くなるかが予測でき、教育内容の確定（選択）が可能と思われる（表2参照）。

以上の論考により教育内容の確定（選択）は、「ITリスク概念を敷衍し、リスク＝被害・損失の発生確率×被害・損失の影響の大きさ」と定義し下位の各要素を明らかにする。計算式として厳格に求めることができないため、経験則を踏まえたネット問題経緯との相互検討により明確化することで教育内容を確定する方法が考えられた。

(6) 子ども対象以外の講演の場合の教育内容の確定

前項（1）から（5）までは、子ども向けの授業を想定して論じてきた。では、それ以外の大人向け講演や研修での教育内容の確定（選択）は如何に行ったらよいか。

基本的には、講演地、またはその近隣での子ども調査の《問題（被害）傾向要素》等のデータを踏まえ、求められた子ども対象の教育内容をベースにすることが基本である。

しかし、子ども用と大きく異なる点が2点ある。一つは、講演対象の構成員によりこの世界が全く分からない方と、ある程度分かっている方がいることである。よって、用語の使い方と教材に分かりやすいものを用意しなければ理解されない。

二つは、大人の理解は、問題の発生の背景、契機や要素の関係等、相互関連により深めるという認識形成に沿った教育内容の選択と配置が必要になる。

表2 リスク度検討概念図

| 問題(被害)の各要素 | 被害・損失の発生確率－調査 | | | 心的・金銭的な影響の大きさ | | | リスク度の高い問題被害 |
|---|---------------|---------|-----------|---------------|---------|---------|-------------|
| | 問題被害傾向要素 | ネット環境要素 | コンテンツ利用要素 | 心的イメージ要素 | 金銭的損失要素 | 2次的被害要素 | |
| 発展段階の各契機 | | | | | | | |
| 第1段階 ①ケ所持利用率 ②ケ種類と性能 ③回線の普及 ④コンテンツの変化 | | | | | | | |
| 第2段階 ①から④ | | | | | | | |
| 第3段階 ①から④ | | | | | | | |

*上図「ケ」はケータイの省略

6. 結論—ネット・ケータイリスク教育の定義

以上の考察から、ネット・ケータイリスク教育の定義を行う。

ネット・ケータイリスク教育とは、学校教育においては情報教育の情報モラル教育（主に「知恵を磨く領域」）につながり、社会教育・学校外啓発活動の場合は、欧米で普及している保護者による子どもへの指導・支援、いわゆるペアレンタルコントロールの形成に連なる⁸⁾。また、教師・行政の教育関係者、子どもと係わる方々のためのネット・ケータイリスクとその対策への知識と情報の提供により、それらの方々の専門性を高める支援の役割を果たす教育である。しかし、本教育は、情報モラル教育やペアレンタルコントロール形成の単なる一環ではなく、ネット毒牙から緊急に子どもを守るための緊急対応啓発の性格を有する。

本教育の教育目標（目的）は、子どもがインターネットを利用することで発生するリスクを知り、自らに係わるリスクとその対策・心構えに関する認識とスキルの形成である。また、子どものネット使用の責任（管理・監督）者である保護者や教育関係者が、ネットリスクとリスク回避策を理解する。

本教育内容は、リスク定義（リスク＝被害・損失の**発生確率**×被害・損失の**影響の大きさ**）を踏まえ、子どもの地域、学年の違いによる、問題（被害）傾向要素、ネット環境要素、コンテンツ利用要素での発生確率と心的イメージ要素、金銭的損失要素、第2次被害要素での影響の大きさより、よりリスク度が高い事項を選択する。さらに、これらの要素をネット・ケータイの発展段階と相互検討することにより、その後の展開の中でリスクの危険度が高くなるかが予測でき教育内容が確定（選択）できる。

子ども用の授業では一方的な伝達でなく、リスクをリアルに認識させ「ネット被害免疫」が形成できる教材と方法により展開し、さらに対処法、回避策を扱う。

本教育は市民活動に支えられる性格をもつ。そもそもリスクはネットユーザーが受けるため、リスクの発生について市民であるユーザーが発信し、サービスを提供する企業に社会的責任を果たすことを求めることがシティズンシップである。したがって、本教育の教育的効果は、行政・学校・市民が一体となり教育活動・社会活動を行う事によりその地域のリスクを発生させるネット環境が少しでも改善されたかで判断できる。そのため、行政とネット関連会社は保護者や関係

者に、ネットリスク情報を提供し自らが行動する社会的責任がある。

註

- 1) 大谷良光『子どもの生活概念の再構成を促すカリキュラム開発論—技術教育研究—』、学文社、2008年、参照。
- 2) NHK「あさイチ」2010年。
- 3) 2010年度弘前大学教員免許状更新講習会での「ネット・ケータイリスク教育中級」科目の講義集で述べた。
- 4) 三側面図は、2009年に弘前大学のウェブに掲載。三側面の概念図を講演で使用ようになってから以後、基本的枠組みは普遍のまま、端末や事象の変化に対応して修正を繰り返した。
- 5) 正式名称は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令」（平成二十年十二月十日政令第三百七十八号）
- 6) 香山リカ『ネット王子とケータイ姫』中央公論新社、2005年。この時期、男子はパソコンからのネット接続が主で、女子はケータイからメール等の利用が高いとの表象。
- 7) 佐々木良一、『ITリスクの考え方』、岩波新書、pp65-66、2008年。
- 8) ペアレンタルコントロール（parental controls）とは、すなわち、ペアレント（保護者）によるコントロール（統制・制限）（管理・監督—大谷）である。この概念には、広義と狭義がある。
 - ◎狭義＝一般的には、AV機やゲーム機でのペアレンタルロック（視聴制限機能）を指す。
 - ◎広義＝大人・保護者は子どもの発達を保障する義務があり、子どもは発達において「最善の利益＝最善の環境」（子ども権利条約）に生きる権利がある。電子メディア（緊急にはインターネット）から発せられる有害情報や、子ども間の誹謗中傷・ネットいじめ、自らが陥るネット依存・健康被害から子どもを守るため、保護者が子どもを管理・監督、サポートし、子どもにとって最善の環境を整える行為。また、保護者同士が認識を共有するための社会活動も含む（啓発活動）。上記は、下田博次の発言を踏まえて大谷が発展させた規定。
- 9) 紙幅の関係上本論では図等割愛した部分もあるため、全部は科学研員報告書（2013年版）を参照。報告書は次のURLからご覧になれます。（2014.7.1より）
<http://www.hiro-univ-netpat-otani.com/>

(2014.1.15 受理)